

【屋外保管事業場維持管理計画書】（記載例）

<p>屋外保管事業場の設置に関する計画</p>	<p>屋外保管事業場の構造及び設備</p>	<p>① 囲い及び門扉に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 囲い及び門扉が破損した場合には、直ちに補修する。</li> <li>・ 囲いに内部を外部から容易に見通すことができる素材や構造を設置した部分から、視界を遮る位置に再生資源物を保管しないように努める。</li> </ul> <p>② 屋外保管事業場の表示に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外保管事業場を表示する掲示板は、常に見えやすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換える。</li> <li>・ 掲示板が破損した場合には、直ちに補修する。</li> </ul>
	<p>その他屋外保管事業場の構造等に関する事項</p>	<p>① 交通への安全配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外保管事業場周辺の道路は常に清掃し清潔の保持に努める。</li> <li>・ 車両出入り時は必要に応じて交通整理員を配置し、通行者の安全の確保を図る。</li> </ul> <p>② 地域住民への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外保管事業場に係る苦情等を受けた場合は、誠意をもって対応する。</li> <li>・ 苦情等への対応状況を記録し、5年間保管する。</li> </ul> <p>③ 従業員への教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外保管事業場の適正な管理・運営を行うため、従業員等に対し条例で規定する再生資源物の保管基準その他必要な事項について講習等を行い、理解させるよう努める。</li> </ul> <p>④ 維持管理に関する記録の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理に関する点検事項を記録し、5年間保存する。</li> </ul>
<p>屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画</p>	<p>再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項</p>	<p>① 飛散・流出の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生資源物の飛散及び流出を防止するため、保管設備等を定期的に点検し、破損した場合には、速やかに補修する。</li> </ul> <p>② 悪臭の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外保管事業場から発生する悪臭について、生活環境上の支障が生じないよう悪臭防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例の規制基準値以下に管理する。</li> <li>・ 上記を確認するため、定期的（4半期毎）に悪臭を測定し、規制基準値を超過した場合は、速やかに改善措置を講じる。</li> </ul> <p>③ 粉じん発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外保管事業場から発生する粉じんについて、生活環境上の支障が生じないよう大気汚染防止法及び生活環境保全条例の特定施設の規制基準値以下に管理する。</li> <li>・ 上記を確認するため、定期的（四半期毎）に粉じんを測定し、規制基準値を超過した場合は、速やかに改善措置を講じる。</li> </ul> <p>④ 害虫等の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蚊、はえ等の発生防止に努め、保管場内の清潔を保持する。</li> <li>・ 害虫等が発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに薬剤の散布等必要な措置を講じる。</li> </ul>
	<p>公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外保管事業場から放流する排水は、生活環境上の支障がないレベルまで浄化するとともに、定期的（4半期毎）に水質検査を行い、水質を維持する。</li> <li>・ 不透透性の舗装箇所について定期的に点検し、割れ目等がある場合は速やかに補修する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・油分離装置や排水路は定期的に清掃し、機能維持に努める。</li> <li>・再生資源物又はその保管によって生じた汚水等が飛散・流出・地下浸透した場合は、直ちに作業を中断し、飛散・流出・地下浸透したものを回収するとともに、生活環境の保全上必要な措置を講じる。</li> </ul>
火災の発生の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器、消火器その他の消火設備については、適切に稼働するよう定期的に点検し、保守管理を行う。</li> <li>・リチウムイオン電池等の自然に発火する可能性のある再生資源物は可燃物から分離し、防災性のある容器に保管する。</li> <li>・火災が発生した場合は、速やかに県廃棄物規制課ほか関係機関に通報する。</li> </ul>
騒音又は振動等の発生の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時間は、8:00～12:00、13:00～17:00 とすし、原則として、夜間・早朝（20:00～5:00）の作業及び車両の出入り等を行わない。</li> <li>・屋外保管事業場から発生する騒音及び振動については、生活環境上の支障が生じないよう騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例の特定施設の規制基準値以下に管理する。</li> <li>・上記を確認するため、定期的（4半期毎）に騒音及び振動を測定し、規制基準値を超過した場合は、速やかに改善措置を講じる。</li> </ul>
その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生を防止するため、常に屋外保管事業場内の巡回監視及び点検を実施する。</li> <li>・台風、大雨等の際には、屋外保管事業場内の巡回監視を強化し、再生資源物の崩落、飛散、流出等の未然防止を図る。</li> <li>・台風襲来が予想される場合は、強風による保管物の崩落・飛散防止のため、必要に応じて保管物をカバーで覆う。</li> </ul>